

平成20年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業交付金
公募要領

環境省総合環境政策局環境経済課

環境省では、平成20年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金等により地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業を行うこととしています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、交付金事業として選定された場合には、「地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業交付金交付要綱」及び「地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業交付金実施要綱」に従って手続き等を行っていただくことになります。

また、事業計画が未成熟等の理由により応募を迷われている事業や、次回公募があれば応募を検討したい事業については、本公募とは別に募集期間を過ぎていても、別途担当までご相談ください。

その他、公募要領等でご不明な点がございましたら、担当までご連絡下さい。

担当連絡先：〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境経済課 企業行動係

TEL：03-3581-3351（内線6252）

FAX：03-3580-9568

平成20年度地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業交付金について

1. 事業の概要

民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する設備投資等に対して、低利の融資を民間金融等を通じて実施するために、事業に必要な経費の一部を国が交付するものです。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

以下の①又は②を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入と差額の2分の1（1%分を上限とする。）について2.（2）に定める交付対象者を通して交付金を交付します。

- ①地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関
- ②環境省に対し交付要綱第4条第2項（3）に定める宣言を行い、地域の温室効果ガス削減に資する事業に対する低利融資を行う機関

(2) 交付対象者

交付金の交付対象となる事業の実施主体は、地域における地球温暖化防止の取組状況に関する知見を有する者、国民その他の者から構成される民間の団体（以下「協議会」という。）とします。

(3) 交付金の対象等

①対象となる経費

交付金事業の対象となる経費は非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置等を促進するための以下に掲げる事業を行うために必要な経費とします。

ア 地域推進計画の実施に資する事業に対する融資であって、非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置を促進するとともに、地域再生も統合的に推進する融資事業（以下「特定融資事業」という。）に対する助成

イ アを実施するに際して協議会が必要とする事務費等の経費

②交付金額

交付金の対象となる事業の実施箇所数は、15箇所程度（都道府県10箇所、市町村5箇所程度）とし、1事業者あたりの交付金額は概ね以下の通りとしますが、応募の状況等に応じ、予算の範囲内で増減額も行います。

都道府県 1事業者あたり	300万円
市町村 1事業者あたり	200万円

3. 交付対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い選定する。

(2) 応募者（協議会）より提出された事業計画書等をもとに、厳正に審査を行い20年度に事業を実施する協議会を選定し、交付金の交付を決定します。

(3) 採択基準

実施要綱6. 事業要件にかんがみて、適切なものを採択します。特に、「事業の実施による環境保全効果（エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果に限る。）及び地域再生効果が高いこと。」及び「地域推進計画の推進に資するものとして、全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれること」の2点について優れたものを優先的に採択します。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を、平成20年6月13日（必着）までに提出して下さい。書類は封書に入れ、宛名面に「地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

①協議会の承認申請【別紙様式第1-1号】

②事業計画書【別紙様式第2-1号】

①及び②の書類を2部ずつ提出して下さい。

提出先：環境省総合環境政策局環境経済課

(3) 公募期間

平成20年5月19日（月）～平成20年6月13日（金）必着

(4) 応募書類提出後のスケジュールについて

公募締切り 平成20年6月13日（金）

↓

事業計画書の承認

↓

交付金交付申請書の提出

↓

交付金交付決定

↓

交付対象事業の実施

5. 採択された場合の留意点

採択された案件は、当該地域の状況に即した出融資案件のモデル事業として、環境省が別途検討を行う「出融資案件に関する地球温暖化防止効果評価システム」の調査対象となります。採択された協議会への委託業務により行い、金融機関による融資対象の選定方法や、その事業の温室効果ガス排出量削減効果などを調査してもらいますが、詳細については採択後、別途連絡します。

別紙様式第1-1号

番 号
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 【印】

〇〇〇〇協議会の承認申請について

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）8（1）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添1 〇〇〇〇協議会会員名簿
- 別添2 〇〇〇〇協議会規約
- 別添3 〇〇〇〇協議会事務処理規程
- 別添4 〇〇〇〇協議会会計処理規程
- 別添5 〇〇〇〇協議会文書取扱規程
- 別添6 〇〇〇〇協議会会長印取扱規程
- 別添7 〇〇〇〇協議会内部監査実施規程

別紙様式第2-1号

番 号
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 【印】

事業計画書の承認申請について

事業計画書を別添のとおり作成したので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）9（1）の規定に基づき承認を申請する。

事業計画書

1. 年度交付金事業の内容

(1) 年度交付金事業の概要
※事業の見込額は必ず記載して下さい。

(2) 個別助成対象事業の概要

ア

イ

ウ

2. 年度交付金事業の実施により期待される効果

(1) 環境保全効果

(2) 地域再生効果

3. 年度交付金事業の特色・独創的な点